

建築物石綿含有建材調査者講習の内容と受講資格

1 講習内容

(1) 講義

| 科目 | 内容 | 時間 |
|----------------------|---|-----|
| 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 | 労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項 | 一時間 |
| 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 | 大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項 | 一時間 |
| 石綿含有建材の建築図面調査 | 建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材、建築図面その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項 | 四時間 |
| 現場調査の実際と留意点 | 調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項 | 四時間 |
| 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 | 調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項 | 一時間 |

注：石綿作業主任者技能講習修了者は、基礎知識1の科目は免除。

(2) 実地研修

実地研修を行う場合にあっては、当該実地研修を受講者の講義の内容への理解を一層深めることができるものとする。

(3) 修了考査

建築物石綿含有建材調査を行うために必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものとする。

(筆記試験は講義の後、口述試験は実施研修の後に実施)

2 受講資格

(1) 講義の受講資格

- イ 石綿作業主任者技能講習を修了した者
- ロ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者
- ハ 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。二において同じ。）、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
- ニ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者（ハに該当する者を除く。）
- ホ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者
- ヘ 建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者
- ト 旧「特定化学物質等作業主任者技能講習」を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
- チ 建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
- リ 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者
- ヌ 産業安全専門官又は労働衛生専門官（それらであった者を含む）
- ル 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者
- ヲ ロからルまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者

(2) 実地研修の受講資格

- イ 建築物石綿含有建材調査者（上記（1）イに該当する者にあつては、建築物石綿含有建材調査者として、建築物石綿含有建材調査に関して二年以上の実務の経験を有する者）
- ロ 上記（1）イに該当する者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
- ハ 前号ロからヲまでのいずれかに該当する者